

松山市告示第 104 号
令和 6 年 4 月 1 日

松山市長 野志 克仁



道後温泉事業施設に係る使用料等の徴収及び収納の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項及び松山市財務会計規則（昭和 39 年規則第 11 号）第 53 条第 1 項の規定に基づき道後温泉事業施設に係る使用料等の徴収について指定管理業務として協定を締結したので、松山市財務会計規則第 53 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
住所 愛媛県松山市道後湯之町 6 番 8 号
名称 道後温泉コンソーシアム 代表者
道後温泉旅館協同組合 相談役理事 新山 富左衛門
- 2 指定公金事務取扱者が公金事務を行う歳入等の種類
 - (1) 浴場使用料
 - (2) 駐車場使用料
 - (3) 又新殿観覧料
 - (4) 道後温泉事業施設内器具使用料
 - (5) 物品売払代金
 - (6) 月受使用料
- 3 指定をした日
令和 6 年 3 月 27 日
- 4 委託の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで